

瀬戸内しまなみ海道開通２０周年記念事業協賛事業取扱要領

制定：平成３１年１月２９日

１．目的

瀬戸内しまなみ海道周辺地域の市町及び各種団体、企業等が、瀬戸内しまなみ海道開通２０周年記念事業（以下「記念事業」という。）の一環として実施する事業に対して、瀬戸内しまなみ海道開通２０周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う協賛に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２．対象となる事業

次のすべての項目に該当する事業

- （１）平成３１年１月２９日から平成３１年１１月３０日の間に、広島県内または愛媛県内で行われる事業であること。ただし、実行委員会が認める場合には、この限りでない。
- （２）事業内容、開催場所等から広く一般県民並びに来県者の参加できるものまたはその効果が広く県民に及ぶものであること。
- （３）宗教的活動又は政治的活動を目的とするものでないこと。
- （４）暴力団等の反社会的団体を利するおそれがないこと。
- （５）その他、記念事業の趣旨に照らして、不相当と判断されるものではないこと。
- （６）営利を目的とするものでないこと。ただし、瀬戸内しまなみ海道の利用促進等に寄与すると認める場合は除く。

３．協賛の内容

- （１）実施しようとする事業名称の前部又は後部に「瀬戸内しまなみ海道開通２０周年記念」の冠名称を付す。
- （２）主催者作成の開催要項、ポスター、チラシ、パンフレット、看板等に、「瀬戸内しまなみ海道開通２０周年記念事業シンボルマーク」を表示するとともに、「協賛 瀬戸内しまなみ海道開通２０周年記念事業実行委員会」のように表示する。
- （３）実行委員会は、事業等の実施に対する経費助成は行わない。

４．手続き

(1) 実行委員会の協賛名義の承認を受けようとする者は、協賛名義使用申請書(別記様式第1号)に下記の書類を添えて実行委員会へ提出するものとする。ただし、実行委員会が認める場合は、その添付を省略することができる。

①事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類

②収支予算書

③申請者(団体)の概要

④役員名簿

⑤前回開催時のパンフレット等

(2) (1)による申請があった場合、実行委員会がその内容を審査し、適当と認めるときは、その結果を別記様式第2号により、承認できないときはその旨を別記様式第3号により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(3) 協賛を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、または中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(4) 協賛を承認された事業であっても、その内容が2の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとし、その旨を別記様式第3号により、当該申請者に通知するものとする。この場合、また、承認の取消しにより発生した損害は、すべて主催者負担とし、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(5) チラシ、パンフレット等を作成した場合は、実行委員会まで1部送付するものとする。

(6) 協賛を承認した事業の情報については、実行委員会等においてホームページへの掲載など情報発信等活用するものとする。

5. 協賛金額

協賛金額は無料とする。

6. その他

(1) 協賛事業の実施に必要な許認可手続等は、主催者にて手続きを行うこと。

(2) 実行委員会では協賛事業の準備及び実施に係る事故等の責任は負わない。

7. 申請先

瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業実行委員会事務局

〔 本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター総務課
住所 〒722-0073 広島県尾道市向島町6904
電話 0848-44-3700(代表) FAX 0848-44-7609 〕

8. 施行日

本要領は、平成31年1月29日から施行する。